

V 自己資本比率の状況（単体）

■ 定性的開示項目

■ 自己資本の状況

● 自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んだ結果、令和8年3月末における自己資本比率は、16.14%となりました。

● 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資金及び後配出資金により調達しています。

普通出資金

項 目	内 容
発行主体	高知県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	118 億円（前年度 118 億円）

後配出資金

項 目	内 容
発行主体	高知県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	後配出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	130 億円（前年度 130 億円）

自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出規程」及び「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、当会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

■ 信用リスクに関する事項

● リスク管理の方針及び手続の概要

当会では、リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢として、リスク管理に関する規程類を整備しています。

当会利用者への与信にあたっては、業種別、債務者区分別、大口債務者別等のリスク量変化に留意し、特定の業種や取引先に集中しない方針を採っています。融資残高が上位にある大口債務者については、債権の保全状況やリスク状況をモニタリングし、また、与信の比重が高くなっている地方公共団体向け与信は、与信ルールをALM的観点に立って適宜見直しています。デリバティブが組み込まれるなどの与信先管理が困難な案件については、原則として新規与信は避ける方針ですが、シンジケートローンについては要領を定めて対応しています。

有価証券にかかる信用リスク管理は、規程等で定めた基準格付けを下回る債券を取得しないことを原則としています。基準格付を下回る、あるいは下回った場合の保有債券の処分等については、リスク管理委員会において組織決定をしています。

また、理事長・常務と室・部長で構成するリスク管理委員会を定期的に開催し、当会が保有するリスク量やリスク内容及び対応方針を決定しています。

当会における貸倒引当金の計上は、「資産の償却・引当要領」に基づき以下の内容により計上しています。

正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については、一定の種類ごとに分類し、貸倒実績率等に基づき算定した額を引き当てしています。

破綻懸念先債権に相当する債権のうち債権の元利金に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権額から担

保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残高との差額を計上しています。キャッシュ・フローの合理的見積もりが困難な債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てしています。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てしています。

●標準的手法に関する事項

当会では、自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

- ・リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S&P グローバル・レーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

- ・リスク・ウェイトの判定にあたり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付またはカンントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カンントリー・リスク・スコア
中央政府及び中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

■信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出規程」に定めており、信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当会では、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視及び管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、以上の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保については、自己査定時等、定期的に確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自会貯金です。

■ 派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

● 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）にかかる取引です。「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡しまたは決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡しまたは資金の支払いを行う取引です。

当会では、派生商品取引及び長期決済期間取引に関して、以下の方針に基づき管理を行っています。

派生商品取引は、毎年度はじめに策定する「余裕金の運用方針」において運用枠を設定し、「運用計画」においてヘッジ目的に使用することを決定しています。運用枠は、売建と買建の差額を保有現物の50%以内に設定していますが、保有現物の価格下落をヘッジすることを基本としているので、先物取引は、原則、売建のみとしています。

いわゆる着地取引である長期決済期間取引は、「余裕金の運用方針」において実施しない取引として規定しています。

■ 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

■ CVA リスクに関する事項

● CVA リスク相当額の算出に使用する手法の名称及び各手法により算定される対象取引の概要

CVA リスク相当額は「簡便法」により算出しており、主に金利スワップ取引が対象となります。

● CVA リスクの特性及び CVA に関するリスク管理体制の概要

CVA リスクは、派生商品取引における取引相手の信用力悪化に伴う時価変動により損失が発生するリスクであり、取引にあたっては、取引相手の信用力を評価したうえで行っております。

■ マーケット・リスクに関する事項

当会は、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

■ オペレーショナル・リスクに関する事項

● リスク管理の方針及び手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であることまたは外的な現象により損失を被るリスクのことです。当会では、以下の内容によりオペレーショナル・リスクを管理しています。

当会では、正確な事務の懈怠、事務事故、不祥事等、並びに電算システムの停止や誤作動をオペレーショナル・リスクと捉え、事務事故や不祥事等が未然に防止できる内部統制の確立に努めるとともに、内部統制を担保するための法令等遵守の職場風土醸成に努めています。

オペレーショナル・リスクの総合的な管理態勢では、リスク管理グループによる日常におけるリスクの特定や評価、モニタリング活動、そして「コンプライアンス委員会」、「情報セキュリティ委員会」が当会全般の評価やコントロールに関わっています。

事務リスク管理は、統一事務手続ならびに事務処理マニュアルの整備と内容の向上による厳正な事務管理を徹底するほか、コンプライアンス・マニュアルに則した職場風土の醸成によって、不正、不祥事の発生防止を徹底します。

システムリスク管理は、リスク管理の実効性能力向上をめざし、適切な人材の育成と配置に努めるとともに、外部委託先との協力関係を築いています。当会の情報を適切に保護するため、情報セキュリティ基本方針、情報セキュリティ基本規程等、一連の規程を整備して会内に周知徹底しています。

● BI の算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILDC、SC および FC の額は告示第 249 条に定められた方法に基づき算出しております。

● ILM の算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しております。

●オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BI の算出から除外した事業部門の有無
該当ありません。

●オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILM の算出から除外した特殊損失の有無
該当ありません。

■ 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

●出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式または出資として計上されているものです。当会では、出資等または株式等エクスポージャーに関して、以下の方針に基づき管理しています。外部出資として保有する株式以外の株式は「余裕金運用規程」に基づき管理しています。保有目的区分は、その他有価証券に区分し、評価しています。また、外部出資として保有する株式は取得価額を貸借対照表価額としています。

取得原価に比して著しく時価が下落した時は、回復する見込みがあると認められる場合を除き、その下落率が取得原価比 30% 以上の場合は減損処理を行います。また、その下落率が取得原価比 50% 以上の場合には、原則として回復する見込みがないものとし、減損処理を行います。

外部出資については、資産の自己査定結果に基づき処理を行います。IV 分類となった額は減損処理を行います。

■ リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

（単位：百万円）

	令和 6 年度	令和 7 年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	165,612	135,071
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー	-	-

■ 金利リスクに関する事項

● リスク管理の方針及び手続の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により発生するリスクのことです。

当会における、リスク管理方針及び手続については以下のとおりです。

■ リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

■ リスク管理及びリスクの削減の方針に関する説明

自己資本に対する IRRBB の比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行い、金利リスクを含めて市場リスクを適正な水準にコントロールするよう努めています。

■ 金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次で IRRBB を計測しています。

■ ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。

● 金利リスクの算定手法の概要

当会では、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

■ 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は 0.687 年です。

■ 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は 5 年です。

■ 流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）及びその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

■ 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

■ 複数の通貨の集計方法及びその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

■ スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

■ 内部モデルの使用等、 Δ EVE 及び Δ NII に重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用していません。

■ 前事業年度末の開示からの変動に関する説明

Δ EVE の前事業年度末からの変動要因は、計測対象となる運用資産の減少によるものです。

■ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

● Δ EVE 及び Δ NII 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

■ 金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理として VaR で計測する市場リスク量を算定しています。

■ 金利リスク計測の前提及びその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE 及び Δ NII と大きく異なる点）

特段ありません。

●金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△ EVE		△ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	20,347	20,562	2,143	2,657
2	下方パラレルシフト	△ 21,092	△ 24,495	△ 2,130	304
3	スティープ化	13,846	13,035		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	20,347	20,562	2,143	2,657
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	65,558		65,538	

- (注) 1. 「△ EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
 2. 「△ NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
 3. 「上方パラレルシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
 4. 「下方パラレルシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
 5. 「スティープ化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。



定量的開示項目

自己資本の状況

●自己資本の構成

(単位：百万円)

項 目	令和 6 年度	令和 7 年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	61,896	62,014
うち、出資金及び資本準備金の額	24,879	24,879
うち、再評価積立金の額	4	4
うち、利益剰余金の額	37,134	37,251
うち、外部流出予定額（△）	122	122
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	3,664	3,638
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	3,664	3,638
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	65,561	65,652
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	23	94
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	23	94
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る 10 パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
特定項目に係る 15 パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	23	94
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	65,538	65,558
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	389,045	401,950
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△)	-	-
マーケット・リスク相当額の合計額を 8 パーセントで除して得た額	-	-
勘定間の振替分	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8 パーセントで除して得た額	4,500	4,090
資本フロア調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	393,546	406,041
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	16.65%	16.14%

- (注) 1. 農協法第 11 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。
 なお、当会は国内基準を採用しています。
2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用する ILM については、告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しています。

●自己資本の充実度に関する事項

信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	令和 6 年度			令和 7 年度		
	エクス ポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b = a × 4%	エクス ポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b = a × 4%
現金	5,057	-	-	2,521	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	68,139	-	-	61,491	-	-
我が国の地方公共団体向け	78,938	-	-	78,265	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及 び保険会社向け	420,146	84,320	3,372	419,803	87,270	3,490
（うち第一種金融商品取引業者および 保険会社向け）	-	-	-	100	30	1
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	10,876	6,648	265	11,232	5,973	238
中堅中小企業等向けおよび個人向け	1,733	1,287	51	1,666	1,260	50
不動産関連向け	158	82	3	152	78	3
（うち賃貸用不動産向け）	158	82	3	152	78	3
劣後債権及びその他資本性証券等	7,721	7,721	308	6,419	8,023	320
延滞等向け（自己居住用不動産等向け を除く。）	129	44	1	139	48	1
取立未済手形	29	5	0	17	3	0
信用保証協会等による保証付	40	4	0	33	3	0
株式等	14,402	14,402	576	11,887	15,453	618
上記以外	85,566	206,811	8,272	86,932	208,514	8,340
（うち他の金融機関等の対象資本等調達 手段のうち対象普通出資等及びその他 外部 TLAC 関連調達手段に該当するも の以外のものに係るエクスポージャー）	24,773	61,932	2,477	24,975	62,437	2,497
（うち農林中央金庫または農業協同組合 連合会の対象資本調達手段に係るエク スポージャー）	55,394	138,486	5,539	55,394	138	5,539
（うち特定項目のうち調整項目に算入さ れない部分に係るエクスポージャー）	24	60	2	25	64	2
（うち総株主等の議決権の百分の十を超 える議決権を保有していない他の金融 機関等に係るその他外部 TLAC 関連調 達手段に係るエクスポージャー）	1,914	2,871	114	1,976	2,964	118
（うち上記以外のエクスポージャー）	3,459	3,459	138	4,560	4,560	182
リスク・ウェイトのみなし計算が適用 されるエクスポージャー	165,612	67,534	2,701	135,071	74,787	2,991
（うちルックスルー方式）	165,612	67,534	2,701	135,071	74,787	2,991
標準的手法を適用するエクスポージャー 計	858,550	388,862	15,554	815,635	401,418	16,056
CVA リスク相当額 ÷ 8%		183	7		532	21
合計（信用リスク・アセットの額）	858,550	389,045	15,561	815,635	401,950	16,078
オペレーショナル・リスクに対する所要 自己資本の額（標準的計測手法）	オペレーショナル・リスク相 当額を 8% で除して得た額 a		所要自己 資本額 b = a × 4%	オペレーショナル・リスク相 当額を 8% で除して得た額 a		所要自己 資本額 b = a × 4%
	4,500		180	4,090		163
所要自己資本額	リスク・アセット等（分母） 合計 a		所要自己 資本額 b = a × 4%	リスク・アセット等（分母） 合計 a		所要自己 資本額 b = a × 4%
	393,546		15,741	406,041		16,241

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	4,500	4,090
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	180	163
BI	3,000	2,727
BIC	360	327

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用する ILM は告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しております。

信用リスクに関する事項

●信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		令和 6 年度					令和 7 年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポージャー
国 内		689,119	93,154	109,561	-	129	646,769	91,693	102,689	-	139
国 外		1,904	-	1,904	-	-	31,818	29,913	1,904	-	-
地域別残高計		691,024	93,154	111,465	-	129	678,587	121,606	104,594	-	139
法人	農業	744	744	-	-	54	713	713	-	-	53
	林業	1	1	-	-	-	0	0	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	10,006	544	6,113	-	69	8,037	343	5,789	-	66
	鉱業	60	-	-	-	-	149	-	-	-	-
	建設・不動産業	7,664	400	2,310	-	-	7,613	400	2,411	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	832	-	701	-	-	977	-	701	-	-
	運輸・通信業	1,963	14	1,003	-	-	2,503	86	1,706	-	-
	金融・保険業	458,774	11,206	28,689	-	-	456,924	40,820	28,583	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	8,121	3,170	1,701	-	-	7,147	2,388	1,901	-	-
	日本国政府・地方公共団体	147,086	76,140	70,946	-	-	139,766	76,266	63,499	-	9
	上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個 人		623	623	-	-	5	581	581	-	-	10
その他		55,143	307	-	-	-	54,170	3	-	-	-
業種別残高計		691,024	93,154	111,465	-	129	678,587	121,606	104,594	-	139
1 年以下		430,775	11,131	2,109	-	-	401,238	12,024	2,514	-	-
1 年超 3 年以下		20,883	13,653	7,230	-	-	13,404	11,395	2,008	-	-
3 年超 5 年以下		31,000	26,084	4,916	-	-	27,153	21,142	6,010	-	-
5 年超 7 年以下		16,161	8,661	7,499	-	-	39,728	39,250	478	-	-
7 年超 10 年以下		13,855	8,473	5,381	-	-	35,099	17,235	17,863	-	-
10 年超		100,151	24,838	75,313	-	-	87,047	20,545	66,501	-	-
期限の定めのないもの		78,196	311	9,015	-	-	74,915	12	9,216	-	-
残存期間別残高計		691,024	93,154	111,465	-	-	678,587	121,606	104,594	-	-

- （注） 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、「コミットメント」とは、契約した期間・融資枠の範囲内で、利用者のご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
4. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ① 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③ 3 か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

●貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

a 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

(単位：百万円)

	令和 6 年度					令和 7 年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	45	41	-	45	41	41	15	-	41	15
個別貸倒引当金	94	91	-	94	91	91	98	-	91	98

b 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

		令和 6 年度						令和 7 年度					
		個別貸倒引当金					貸出金 償却	個別貸倒引当金					貸出金 償却
		期首 残高	期中 増加額	期中減少額 目的使用	期中減少額 その他	期末 残高		期首 残高	期中 増加額	期中減少額 目的使用	期中減少額 その他	期末 残高	
国 内	国 内	94	91	-	94	91		91	98	-	91	98	
	国 外	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	
	地域別計	94	91	-	94	91		91	98	-	91	98	
法 人	農業	33	28	-	33	28	-	28	29	-	28	29	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	61	58	-	61	58	-	58	55	-	58	55	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	上記以外	-	-	-	-	-	-	-	8	-	-	8	-
	個 人	-	4	-	-	4	-	4	5	-	4	5	-
業種別計		94	91	-	94	91	-	91	98	-	91	98	-

(注) 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

●信用リスク・アセット残高内訳表

[令和6年度]

(単位：百万円)

項 目	リスク・ ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均値 (%)
		オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
		A	B	C	D	E	F (=E/(C+D))
現金	0	5,057	-	5,057	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	68,139	-	68,139	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	0	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	0	78,938	-	78,938	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	0～150	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	10～20	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	10～20	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	20	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	420,146	-	420,146	-	84,320	20
(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	20～150	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	10～100	-	-	-	-	-	-
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	20～150	10,553	322	10,545	322	6,648	61
(うち特定貸付債権向け)	20～150	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	635	1,097	427	1,097	1,287	84
(うちトランザクター向け)	45	-	-	-	-	-	-
不動産関連向け	20～150	158	-	158	-	82	52
(うち自己居住用不動産等向け)	20～75	-	-	-	-	-	-
(うち賃貸用不動産向け)	30～150	158	-	158	-	82	52
(うち事業用不動産関連向け)	70～150	-	-	-	-	-	-
(うちその他不動産関連向け)	60	-	-	-	-	-	-
(うち ADC 向け)	100～150	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	150	7,721	-	7,721	-	7,721	100
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	50～150	22	34	22	15	44	117
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	20	29	-	29	-	5	20
信用保証協会等による保証付	0～10	40	-	40	-	4	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	-	-	-	-	-	-
株式等	250～400	14,402	-	14,402	-	14,402	100
上記以外	100～1250	85,566	-	85,566	-	206,811	242
(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250	-	-	-	-	-	-
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	250～400	24,773	-	24,773	-	61,932	250
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	250	55,394	-	55,394	-	138,486	250
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	24	-	24	-	60	250
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	250	-	-	-	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	150	1,914	-	1,914	-	2,871	150
(うち右記以外のエクスポージャー)	100	3,459	-	3,459	-	3,459	100
証券化	-	-	-	-	-	-	-
(うち STC 要件適用分)	-	-	-	-	-	-	-
(うち短期 STC 要件適用分)	-	-	-	-	-	-	-
(うち不良債権証券化適用分)	-	-	-	-	-	-	-
(うち STC・不良債権証券化適用対象外分)	-	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	165,612	-	165,612	-	67,534	41
未決済取引	-	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)	-	-	-	-	-	-	-
合計 (信用リスク・アセットの額)	-	-	-	-	-	388,862	-

[令和7年度]

(単位：百万円)

項 目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%) F (=E/(C+D))
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	
現金	0	2,521	-	2,521	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	61,491	-	61,491	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	0	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	0	78,265	-	78,265	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	0～150	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	10～20	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	10～20	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	20	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	389,889	29,913	389,889	29,913	87,270	21
(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	20～150	100	-	100	-	30	30
カバード・ボンド向け	10～100	-	-	-	-	-	-
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	20～150	11,216	15	11,216	15	5,973	53
(うち特定貸付債権向け)	20～150	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	636	1,030	461	1,030	1,260	85
(うちトラザクター向け)	45	-	-	-	-	-	-
不動産関連向け	20～150	152	-	152	-	78	51
(うち自己居住用不動産等向け)	20～75	-	-	-	-	-	-
(うち賃貸用不動産向け)	30～150	152	-	152	-	78	51
(うち事業用不動産関連向け)	70～150	-	-	-	-	-	-
(うちその他不動産関連向け)	60	-	-	-	-	-	-
(うち ADC 向け)	100～150	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	150	6,419	-	6,419	-	8,023	125
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	50～150	22	35	22	17	48	119
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	20	17	-	17	-	3	20
信用保証協会等による保証付	0～10	33	-	32	-	3	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	-	-	-	-	-	-
株式等	250～400	11,887	-	11,887	-	15,453	130
上記以外	100～1250	86,932	-	86,932	-	208,514	240
(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250	-	-	-	-	-	-
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のもにに係るエクスポージャー)	250～400	24,975	-	24,975	-	62,437	250
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	250	55,394	-	55,394	-	138,487	250
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	25	-	25	-	64	250
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	250	-	-	-	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	150	1,976	-	1,976	-	2,964	150
(うち右記以外のエクスポージャー)	100	4,560	-	4,560	-	4,560	100
証券化	-	-	-	-	-	-	-
(うち STC 要件適用分)	-	-	-	-	-	-	-
(うち短期 STC 要件適用分)	-	-	-	-	-	-	-
(うち不良債権証券化適用分)	-	-	-	-	-	-	-
(うち STC・不良債権証券化適用対象外分)	-	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	135,071	-	135,071	-	74,787	55
未決済取引	-	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)	-	-	-	-	-	-	-
合計 (信用リスク・アセットの額)	-	-	-	-	-	401,418	-

●ポートフォリオの区分ごとの CCF 適用後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

[令和 6 年度]

(単位：百万円)

項目	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）												
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
我が国の中央政府及び中央銀行向け	68,139	-	-	-	-	-	68,139						
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-						
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-						
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計					
我が国の地方公共団体向け	78,938	-	-	-	-	-	-	78,938					
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-					
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-					
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-					
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-					
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計					
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-					
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計				
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	417,534	2,312	300	-	-	-	-	-	420,146				
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計				
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計			
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	-	8,821	170	-	-	1,411	-	465	-	10,868			
（うち特定貸付債権向け）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	100%	150%	250%	400%	その他	合計							
劣後債権及びその他資本性証券等	-	7,721	-	-	-	7,721							
株式等	-	-	14,402	-	-	14,402							
	45%	75%	100%	その他	合計								
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	89	-	1,435	1,525								
（うちトランザクター向け）	-	-	-	-	-								
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向けうち自己居住用不動産等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向けうち賃貸用不動産向け	21	25	-	-	-	111	-	-	-	-	-	158	
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計						
不動産関連向けうち事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-						
	60%	その他	合計										
不動産関連向けうちその他不動産関連向け	-	-	-										
	100%	150%	その他	合計									
不動産関連向けうち ADC 向け	-	-	-	-									
	50%	100%	150%	その他	合計								
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	12	-	25	0	37								
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-								
	0%	10%	20%	100%	その他	合計							
現金	5,057	-	-	-	-	5,057							
取立未済手形	-	-	29	-	-	29							
信用保証協会等による保証付	-	40	-	-	-	40							
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-							

[令和 7 年度]

(単位：百万円)

項目	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）												
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
我が国の中央政府及び中央銀行向け	61,491	-	-	-	-	-	61,491						
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-						
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-						
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計					
我が国の地方公共団体向け	78,265	-	-	-	-	-	-	78,265					
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-					
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-					
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-					
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-					
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計					
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-					
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計				
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	386,700	33,102	-	-	-	-	-	1	419,803				
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	-	100	-	-	-	-	-	-	100				
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計				
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計			
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	700	9,395	-	-	-	1,135	-	-	2	11,232			
（うち特定貸付債権向け）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	100%	150%	250%	400%	その他	合計							
劣後債権及びその他資本性証券等	-	6,419	-	-	-	6,419							
株式等	-	-	11,887	-	-	11,887							
	45%	75%	100%	その他	合計								
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	73	-	1,418	1,491								
（うちトランザクター向け）	-	-	-	-	-								
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向けうち自己居住用不動産等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向けうち賃貸用不動産向け	43	-	-	-	-	109	-	-	-	-	-	152	
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計						
不動産関連向けうち事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-						
	60%	その他	合計										
不動産関連向けうちその他不動産関連向け	-	-	-										
	100%	150%	その他	合計									
不動産関連向けうち ADC 向け	-	-	-	-									
	50%	100%	150%	その他	合計								
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	12	-	27	1	40								
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-								
	0%	10%	20%	100%	その他	合計							
現金	2,521	-	-	-	-	2,521							
取立未済手形	-	-	17	-	-	17							
信用保証協会等による保証付	-	32	-	-	-	32							
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-							

●資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

（単位：百万円）

リスク・ウェイトの区分	令和 6 年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCF の加重平均値	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	572,314	-	-	572,098
40%～70%	8,944	303	100%	9,245
75%	170	88	100%	259
80%	-	-	-	-
85%	426	1,008	100%	1,434
90%～100%	1,388	22	100%	1,411
105%～130%	-	-	-	-
150%	8,198	30	100%	8,212
250%	14,402	-	-	14,402
400%	-	-	-	-
1250%	-	-	-	-
その他	0	1	100%	1
合計	605,845	1,454	100%	607,065

（単位：百万円）

リスク・ウェイトの区分	令和 7 年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCF の加重平均値	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	533,139	29,913	100%	562,878
40%～70%	9,515	3	100%	9,517
75%	-	73	100%	73
80%	-	-	-	-
85%	461	956	100%	1,417
90%～100%	1,119	15	100%	1,135
105%～130%	-	-	-	-
150%	6,431	31	100%	6,447
250%	11,887	-	-	11,887
400%	-	-	-	-
1250%	-	-	-	-
その他	0	1	48%	0
合計	562,555	30,995	100%	593,356

■ 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和 6 年度			令和 7 年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-	-
自己居住用不動産等向け	-	-	-	-	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-	-	-
上記以外	-	-	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-	-	-

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③ 3 か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

■ 派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

● 派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

	令和 6 年度	令和 7 年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

令和 6 年度

(単位：百万円)

	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減効果 勘案前の与信相当額	担保			信用リスク削減効果 勘案後の与信相当額
			現金・ 自会貯金	債券	その他	
(1) 外国為替関連取引	-	-	-	-	-	-
(2) 金利関連取引	165	407	-	-	-	407
(3) 金関連取引	-	-	-	-	-	-
(4) 株式関連取引	-	-	-	-	-	-
(5) 貴金属（金を除く）関連取引	-	-	-	-	-	-
(6) その他コモディティ関連取引	-	-	-	-	-	-
(7) クレジット・デリバティブ	-	-	-	-	-	-
派生商品合計	165	407	-	-	-	407
長期決済期間取引	-	-	-	-	-	-
一括清算ネットティング契約による与信相 当額削減効果（△）		-				-
合 計	165	407	-	-	-	407

令和 7 年度

(単位：百万円)

	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減効果 勘案前の与信相当額	担保			信用リスク削減効果 勘案後の与信相当額
			現金・ 自会貯金	債券	その他	
(1) 外国為替関連取引	-	-	-	-	-	-
(2) 金利関連取引	961	1,184	-	-	-	1,184
(3) 金関連取引	-	-	-	-	-	-
(4) 株式関連取引	-	-	-	-	-	-
(5) 貴金属（金を除く）関連取引	-	-	-	-	-	-
(6) その他コモディティ関連取引	-	-	-	-	-	-
(7) クレジット・デリバティブ	-	-	-	-	-	-
派生商品合計	961	1,184	-	-	-	1,184
長期決済期間取引	-	-	-	-	-	-
一括清算ネットティング契約による与信相 当額削減効果（△）		-				-
合 計	961	1,184	-	-	-	1,184

- (注) 1. 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト（ただし 0 を下回らない）をいいます。
2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

●与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

(単位：百万円)

	令和 6 年度		令和 7 年度	
	プロテクションの購入	プロテクションの提供	プロテクションの購入	プロテクションの提供
想定元本額	-	-	-	-
種類 1	-	-	-	-
種類 2	-	-	-	-
種類 3	-	-	-	-

- (注) 1. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
2. 「プロテクションの購入」とは、クレジット・デリバティブ取引において信用リスクをヘッジ（回避・低減）するための取引、「プロテクションの提供」とは、保証を与える取引を指します。
3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

●信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

(単位：百万円)

	令和 6 年度	令和 7 年度
想定元本額	-	-

■証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

■出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

●出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

	令和 6 年度		令和 7 年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	8,033	8,033	6,679	6,679
非 上 場	48,300	48,300	48,300	48,300
合 計	56,333	56,333	54,980	54,980

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

●出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和 6 年度			令和 7 年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
957	254	-	917	193	-

●貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分を其他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

令和 6 年度		令和 7 年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
1,232	506	2,007	124

●貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

(単位：百万円)

令和 6 年度		令和 7 年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-